

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 4 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(四日市市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 四日市市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和 2 8 年四日市市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(減給の効果) 第 3 条 減給は、1 日以上 1 年以下給料の額(法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年四日市市条例第 2 8 号)第 2 2 条に規定する報酬の額)の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第 3 条 減給は、1 日以上 1 年以下給料の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。

(四日市市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 四日市市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和 6 2 年四日市市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する

改正後	改正前
(職員の休職の効果) 第 4 条 (略) 2 から 6 まで (略) 7 <u>法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項から第 3 項までの規定の適用については、第 1</u>	(職員の休職の効果) 第 4 条 (略) 2 から 6 まで (略)

<p>項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「<u>法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内</u>」と、 第3項中「3年に」とあるのは「<u>法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に</u>」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「<u>当該任期の範囲内</u>」とする。</p>	
--	--

(四日市市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 四日市市職員退職手当支給条例(昭和31年四日市市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、四日市市職員給与条例(昭和24年四日市市条例第15号)第2条に定める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第22条の3第4項</u>に定める職員及び第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員又は四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年四日市市条例第9号)第4条の規定により採用された職員並びに<u>法第22条の2第1項</u>に規定する職員を除く。以下同じ。)の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、四日市市職員給与条例(昭和24年四日市市条例第15号)第2条に定める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第22条第5項</u>に定める職員及び第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員又は四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年四日市市条例第9号)第4条の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>第20条 (略)</p>	<p>(臨時的又は期限付き任用職員の給与) <u>第20条 臨時的又は期限付き任用職員 に対する退職手当については、この条例 によらず別に任命権者が定めることが できる。</u></p> <p>第21条 (略)</p>
-----------------	---

(四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年四日市市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当) 第18条 (略) 2 前項の退職手当の額は、四日市市職員退職手当支給条例(昭和31年四日市市条例第7号。<u>以下「退職手当条例」という。</u>)第3条の規定により計算した額とする。 3 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、<u>この条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間(1年未満の端数がある場合にはその端数を切り捨てる。ただし、在職期間が6月を超え1年未満の場合は、これを1年とする。)</u>による。 4 <u>フルタイム会計年度任用職員が退職した場合(退職手当条例第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)</u>において、<u>退職の日又はその翌日に再び同種の職務に従事するフルタイム</u></p>	<p>(退職手当) 第18条 (略) 2 前項の退職手当の額は、四日市市職員退職手当支給条例(昭和31年四日市市条例第7号)第3条の規定により計算した額とする。 3 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間(<u>当該期間が1年未満の場合は、1年とする。</u>)による。 4 <u>退職手当の支給制限等については、常勤職員の例による。</u></p>

会計年度任用職員となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなし、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 前各項までに定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、退職手当条例の適用を受ける職員の例による。

(退職者の給与)

第34条 退職者は、退職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(給与の口座振替)

第35条 給与は、会計年度任用職員から申出があるときは、その者の預金口座への口座振替の方法により支給することができる。

第36条 (略)

第37条 (略)

第34条 (略)

第35条 (略)

(四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 四日市市職員の育児休業等に関する条例（平成4年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員 (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。))及び市長が別に定める職員を除く。) 以外の非常勤職員

アからウまで (略)

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員 (地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。))を除く。) が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日(以下この条において「昇給日」という。))又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業を請求することができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

アからウまで (略)

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日(以下この条において「昇給日」という。))又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業を請求することができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員 (パートタイム会計年度任用職員及び市長が別に定める職員を除く。) 以外の非常勤職員 (地方公務員法第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。)) を除く。

ア及びイ (略)

(部分休業の承認)

第22条 職員 (次項に掲げる職員を除く) が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第61条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第62条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年四日市市条例第28号) 第21条及び第30条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。)) を除く。

ア及びイ (略)

(部分休業の承認)

第22条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第61条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)
第6条 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和43年四日市市条例第5号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>

(四日市市職員賞じゅつ金条例の一部改正)

第7条 四日市市職員賞じゅつ金条例(昭和60年四日市市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(ただし、<u>地公法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員</u>を除く。)並びに市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員をいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(ただし、<u>地公法第22条第5項に定める臨時的任用職員</u>を除く。)並びに市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員をいう。</p> <p>2 (略)</p>

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第8条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年四日市市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる</u></p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p>

(四日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 四日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年四日市市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告する事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告する事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p>

(四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年四日市市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後		
別表(第1条、第2条関係)		
区分	報酬の額	費用弁償の額
(略)	(略)	(略)

市有林管理会委員		同 7,900円	同
安全なまちづくり推進協議会	学識経験者	同 16,000円	同
	その他の者	同 7,900円	同
(略)		(略)	(略)
障害者差別解消支援地域協議会委員		同 16,000円	同
地域保健運営協議会委員		同 7,900円	同
(略)		(略)	(略)
備考 (略)			

改正前			
別表（第1条、第2条関係）			
区分		報酬の額	費用弁償の額
(略)		(略)	(略)
市有林管理会委員		同 7,900円	同
地域マネージャー		月額 <u>230,000円</u>	同
安全なまちづくり推進協議会	学識経験者	日額 16,000円	同
	その他の者	同 7,900円	同
(略)		(略)	(略)
障害者差別解消支援地域協議会委員		同 16,000円	同
手話通訳者	基本額(業務開始後1時間)	1回 <u>4,000円</u>	同
	時間加算額(業務開始後1時間を超える場合)	<u>15分 500円</u>	
地域保健運営協議会委員		日額 7,900円	同
(略)		(略)	(略)
備考 (略)			

(四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第11条 四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年四日市市

条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第6条の規定による改正後の四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(総務部人事課)